破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第４６号
群馬県太田市富沢町285番地　エトワール104号、前住所群馬県太田市岩瀬川町366番地１
債務者　遠藤太家茂
１　決定年月日時　平成27年５月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第２５号
新潟県上越市仲町２丁目３番２号
債務者　早川　清隆
１　決定年月日時　平成27年５月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第１１４号
愛知県一宮市丹陽町伝法寺字柳之川55番地６
債務者　澤井　尚美（旧姓山中）
１　決定年月日時　平成27年５月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２３号
兵庫県西脇市野村町492番地の１　プチネージュ202
債務者　野見山友美（旧姓森尾）
１　決定年月日時　平成27年５月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第１１７号
奈良市般若寺町165番地　コスモスハイツ103号
債務者　栗林　幹夫
１　決定年月日時　平成27年５月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第９６号
香川県高松市末広町１番地７
債務者　薦渕　俊雄
１　決定年月日時　平成27年５月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３６号
香川県丸亀市中津町1238番地５
債務者　大倉　正明
１　決定年月日時　平成27年５月20日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第４１号
香川県綾歌郡宇多津町350番地１　京都東山405―13
債務者　三好　奉子
１　決定年月日時　平成27年５月20日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第９号
岩手県釜石市大町３丁目８番３号　大町市営住宅401号
債務者　前川　昌三
１　決定年月日時　平成27年５月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２７年（フ）第１３号
岩手県釜石市大町３丁目８番３号　大町市営住宅608号
債務者　櫻庭　　勇
１　決定年月日時　平成27年５月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２７年（フ）第１６０号
千葉県市原市山田橋２丁目５番地25　アーバン市原３号館203号室
債務者　長谷川　渚
１　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２２１号
千葉県市原市平田1140番地
債務者　佐藤　芳美
１　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２３２号
千葉市美浜区高浜１丁目14番７棟801号
債務者　小野　信幸
１　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２７６号
千葉県船橋市薬円台３丁目22番２棟103号
債務者　安藤　文香
１　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２９０号
千葉市中央区末広１丁目12番５号　セントラルガーデン新宿102号
債務者　亀山　禮子
１　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３７号
北海道苫小牧市柳町４丁目４番11号
債務者　森谷　裕行
１　決定年月日時　平成27年５月19日午後３時15分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第４２号
青森県八戸市長者４丁目１番１号　平中荘２号、前住所青森県八戸市根城２丁目１番２号
債務者　吉田　　滋
１　決定年月日時　平成27年５月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係